

## バスの座席に関する基準の見直しについて

### 1. 概要

バスの衝突時の安全性向上を目的として、後列の座席の乗員が前列の座席後面へ衝突した場合の衝撃緩和要件と、座席取付装置の強度要件を規定した基準を導入します。なお、自動車基準の国際調和の観点から、基準の見直しに際しては、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく規則第80号との整合化を図るとともに、認証の相互承認の対象とするため、装置型式指定規則に基づく指定の対象とします。

### 2. 具体的内容

#### 適用対象

乗車定員 10 人以上の乗用自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に備える前向き座席に適用します。ただし、折りたたみ式の補助座席、非常口付近にある容易に取り外し又は折り畳むことができる座席及び幼児車の幼児用座席は適用除外とします。

#### 主な要件

##### ・ 座席に係る要件

以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ. 座席の後面から試験荷重を加えた際に、背もたれの移動量が定められた範囲内に収まること。
- ロ. ダミーを座席に座らせた台車を衝突させる試験を実施した際に、ダミーが前列の座席及びシートベルトの使用により正しく保持され、かつ衝突による衝撃が定められた基準以下であること。

##### ・ 座席取付装置に係る要件

以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ. 座席の後面から試験荷重を加えた際に、座席取付装置が破損しないこと。
- ロ. ダミーを座席に座らせた台車を衝突させる試験を行った際に、座席取付装置が破損しないこと。

### 3. スケジュール

平成17年度中の公布を予定しています。